



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

（ 公 印 省 略 ）

平成25年度院内助産所・助産師外来施設整備補助金及び
設備整備補助金に係る補助希望調査について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部長より各関係診療所へ通達した旨、別添のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

本事業は、産科又は産婦人科の診療を有する病院・診療所を対象に、院内助産所・助産師外来の開設を促進することで、周産期医療提供体制の整備をすることを目的としたもので、平成25年度分の申請予定に関する調査となっております。

なお、必答の「設置状況および補助希望調書」は保健医療介護部（FAX: 092-643-3277）に9月13日（木）必着であることを申し添えます。

また、病院につきましては、福岡県保健医療介護部より別途照会してあります。

記

1 補助金名

- ① 院内助産所・助産師外来施設整備補助金
- ② 院内助産所・助産師外来設備整理補助金

2 添付資料

- 「回答要領」
- 「補助金事業計画上の留意点」
- 「設置状況調および補助金」
- 「事業計画書等様式」
- 「診療所への照会」

平成24年9月4日

一般社団法人 福岡県医師会長
社団法人 福岡県病院協会会長
社団法人 福岡県私設病院協会会長

} 殿

福岡県保健医療介護部長

平成25年度院内助産所・助産師外来施設整備補助金及び
設備整備補助金に係る補助希望調査について（照会）

初秋の候、本県の保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県においては、周産期医療提供体制の整備のため、院内助産所・助産師外来の普及促進に取り組んでいるところです。それに伴い、院内助産所・助産師外来の設置状況および新規開設に伴う各種補助金の平成25年度分申請予定について、別紙のとおり照会しておりますので、貴会の会員への指導方よろしく願いいたします。

なお、病院につきましては別途照会してありますことを申し添えます。

記

1 補助金名

- ①院内助産所・助産師外来施設整備補助金
- ②院内助産所・助産師外来設備整備補助金

2 添付資料

- 「回答要領」
- 「補助金事業計画上の留意点」
- 「設置状況調および補助希望調査票」
- 「事業計画書等様式」
- 「診療所への照会文（写）」

福岡県保健医療介護部医療指導課

担当 井上

TEL 092-643-3276

FAX 092-643-3277

24医指第1702号
平成24年9月4日

各関係診療所の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長

平成25年度院内助産所・助産師外来施設整備補助金及び
設備整備補助金に係る補助希望調査について（照会）

初秋の候、本県の保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県においては、周産期医療提供体制の整備のため、院内助産所・助産師外来の普及促進に取り組んでいるところです。それに伴い、院内助産所・助産師外来の設置状況および新規開設に伴う各種補助金の平成25年度分申請予定について調査を行います。

つきましては別添「回答要領」に基づき、関係資料の提出をお願いします。

1 補助金名

①院内助産所・助産師外来施設整備補助金

②院内助産所・助産師外来設備整備補助金

※事業内容・留意事項等については、「補助事業計画上の留意点」を参照してください。

2 提出書類

ア 設置状況および補助希望調査書

イ ①を希望する場合

- ・「施設整備事業計画書」（様式4-16）
- ・「整備事業費内訳書」（様式4-16-2）
- ・平成25年度事業の説明
- ・参考資料（平面図、見積書、スケジュール表等）

ウ ②を希望する場合

- ・「院内助産所・助産師外来設備整備事業」（別紙11-（1））
- ・「事業計画書」（別紙11-（2））
- ・平成25年度事業の説明
- ・参考資料（見積書、カタログ等）

提出先及び連絡先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部医療指導課看護指導係 担当 井上

TEL 092-643-3276 FAX 092-643-3277

MAIL inoue-h8039@pref.fukuoka.lg.jp

回答要領

○書類の提出について

「設置状況および補助希望調書」は必ず回答をお願いいたします。

また今回送付した「補助金事業計画上の留意点」をご理解の上、平成25年度において補助を希望される場合のみ、以下により各種補助金関係書類の提出をお願いします。(補助希望がない場合は、こちらは回答不要です。)

各種様式の電子データが必要な場合、担当までお問い合わせください。

○第1回目の書類提出

提出書類：ア「設置状況および補助希望調書」 (必ず提出)

提出期限：平成24年9月13日(木) 必着

提出方法：FAXで提出してください。

FAX番号(092)643-3277

○第2回目の書類提出 (平成25年度補助金を希望する場合のみ提出。)

提出書類：イ 院内助産所・助産師外来施設整備補助金を希望する場合

- ・「施設整備事業計画書」 (様式4-16)
- ・「整備事業費内訳書」 (様式4-16-2)
- ・平成25年度事業の説明
- ・参考資料(平面図、見積書、スケジュール表等)

ウ 院内助産所・助産師外来設備整備補助金を希望する場合

- ・「院内助産所・助産師外来設備整備事業」(別紙11-(1))
- ・「事業計画書」 (別紙11-(2))
- ・平成25年度事業の説明
- ・参考資料(見積書、カタログ等)

提出期限：平成24年9月26日(水) 必着

提出方法：郵送又は電子メールにて提出してください。

郵送先：

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県 医療指導課 看護指導係 井上 宛

(封筒の表に「平成25年度補助金計画書」と朱書きしてください。)

メールによる提出先：inoue-h8039@pref.fukuoka.lg.jp

補助金事業計画上の留意点

1 目的

この事業は、妊産婦等の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するため、産科又は産婦人科の診療科を有する病院・診療所に「院内助産所」「助産師外来」（以下「院内助産所等」という。）の開設を促進することを目的とする。

「院内助産所」・・・緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を、助産師が自立して行うもの。

「助産師外来」・・・医療機関等において、外来で、正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うもの。

2 補助対象

医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関等」という。）の開設者が、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合の施設整備及び設備整備を交付の対象とする。

（ただし、公立の医療機関等を除く。また、産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関等に限る。）

3 補助金額の算定方法

①院内助産所・助産師外来施設整備事業

（ア）対象経費

院内助産所・助産師外来の開設に必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

（イ）算定式

$$\text{建築面積} \times \text{建築単価} \times 0.33 \text{（事業区分による調整率）} = \text{補助金交付額}$$

※ただし、建築面積は30㎡、建築単価は

鉄筋コンクリート	143,900 円
ブロック	125,700 円
木造	143,900 円

を限度とする。

②院内助産所・助産師外来設備整備事業

（ア）対象経費

院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費

（イ）算定式

$$\text{医療機器等の購入価格} \times 2/3 \text{（補助率）} = \text{補助金交付額}$$

※ただし、一品当たり10千円を下限額とし、1箇所あたり3,811千円を上限額とする。

4 留意事項

(共 通)

1. 今回は補助希望調査であり、補助金の交付を約束するものではなく、今後、平成25年度における補助内容や補助要件が変更される可能性があること。
2. 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きに準拠しなければならない。
3. 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。

(施設整備)

1. 工事図面は、詳細設計であること。(変更の可能性が大きいものは不可) また、開設許可事項の変更許可申請書等に添付する図面と一致していること。
2. 事業計画の提出後は、原則、計画の変更(事業費・図面等の変更)はできない。ただし、建築基準法等の法的な要請により、変更が必要な場合は認められることもあるので、速やかに連絡すること。(なお、連絡が遅い場合には必要な変更も認められない場合がある。)
4. 補助額の多寡にかかわらず、入札結果を県に報告すること。(継続事業を除く)
5. 事業対象建物の所有者と開設者が一致していること。
6. 工事着工は、国からの補助対象事業としての採択の連絡があった以降であること。
7. 平成25年度末までに必ず竣工する工事であること。また、複数年度にまたがる工事であれば当該年度末時点の施工予定進捗に必ず達する工事であること。
8. 補助事業により取得し、又は効果の増加した不動産及びその従物については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例) 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造の施設の場合

建物…39年間

防壁…50年間

なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じること。

(設備整備)

1. 事業計画の提出後の設備の機種変更等はできないこと。ただし、事業計画提出後に、当該事業計画に係る設備等が製造中止等になった場合は、変更が認められることがあるので、速やかに連絡すること。
2. 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円(民間団体の場合は30万円)以上の機械・器具については、所定の期間が経過するまで国の承認を受けないで、当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

(例) 血液透析器…7年間 レントゲン(移動式等を除く)…6年間

なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じること。

施設整備事業計画書

[illegible]

整備事業費内訳書

事業区分 院内助産所・助産師外来

(単位:円)

区分	費 目		総 事 業 費			年 度 別 内 訳						備 考
			面 積	単 価	金 額	年度			年度			
						面 積	単 価	金 額	面 積	単 価	金 額	
交付対象事業分	建築工事	新 築	m ²			m ²			m ²			
		増 築										
		改 築										
	付帯工事	電気設備工										
		冷暖房工事										
		給排水衛生設備工事										
		計										
	計(①)		0.000	#DIV/0!	0							
	交付対象外事業分	建 築 工 事										
付 帯 工 事												
外 構 工 事												
設 計 監 理 費												
計(②)				0								
総事業費(①+②)					0							
交付財源内訳	国 交 付 金			#DIV/0!							(借入先・抵 低設定等)	
	県 補 助 金											
	市 町 村 補 助 金											
	地 方 債											
	寄 付 金											
	借 入 金											
	自 己 財 源			#DIV/0!								
		計			0							

(記入上の注意)

- (1)「交付対象事業分」とは当該事業の補助金の交付の対象とする部分(財産処分の制限がかかる部分)を指し、「交付対象事業外分」とは当該事業の補助金の交付の対象としない部分(財産処分の制限がかからない部分)を指す。
また、当該事業に係る見積書等及び補助対象事業分の金額の算出方法が分かる書類(進捗率の内訳)を必ず添付すること。
なお、この場合、年度間の金額の按分は支払額ではなく進捗率により行うこと。
- (2)「交付対象外経費」とは交付対象事業分のうち、交付要綱に定める(交付の対象外費用)に該当する経費及び交付要綱に定める(交付額の算定方法)において対象経費とされていない経費を指し、「交付対象経費」とは交付対象事業分のうち、交付要綱に定める(交付額の算定方法)において対象経費とされている経費を指す。
- (3)事業の種別により改築、増築、改修等に区分すること。
なお、事業の種別は次による。
 - ・改 築: 従前の建物を取りこわして、これと位置・構造・規模がほぼ同程度のものを建築する場合
 - ・増 築: 敷地内の既存の建物を建て増しする場合で、敷地内に別に建物を新築する場合を含む
 - ・改 修: 建物の主要構造部分を取りこわさない模様替及び内部改修
- (4)複数年度にわたり継続して事業を行う場合は、各年度の員数(面積)は同一とする。
- (5)全体の事業が3年以上にわたる計画の場合には、「年度別内訳」欄を適宜増やして作成すること。
なお、単年度事業の場合には、「総事業」欄のみに記入すること。

7. 建物の用途別面積

区分	階別	現 状		整 備 計 画				完 成 後	
		室 名	面 積	室 名	面 積	整理番号	備 考	室 名	面 積
院内助産所・助産師外来	階		m		m				m
		小 計							
	階								
		小 計							
	階								
		小 計							
	交付対象外 計								
	交付対象 計								
その他	階								
		小 計							
交付対象外 計									
交付対象 計									

(注) (1)整備計画の「整理番号」欄は、別添の平面図の各室に番号又は符号を付して関連がわかるように整理すること。
(2)対象外の室については、備考欄に「対象外」と記すこと。

院内助産所・助産師外来設備整備事業

都道府県名

優先順	施設の名称	設置主体	院内助産所・助産師外来の別	所在地 [設置予定年月日]	基準額 (A)	対象経費の支出予定額 (B)	選定額 (C)	総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 (D)	CとDの少ないほうに2/3を乗じた額 (E)	都道府県補助額 (F)	交付基礎額 (G)	交付額 (H)
	<記入例>				円	円	円	円	円	円	円	千円
1	〇〇病院	〇〇法人	助産師外来	〇〇県〇〇郡〇〇町 〇番地 H22. 8. 1	3,811,000	5,240,000	3,811,000	8,000,000	2,540,667	3,280,000	1,270,000	1,270
2												
3												
4												
計												

(注) 1. 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(D)欄には、備品、機械器具等の購入予定総額を記入すること。

2. 対象経費の支出予定額は、別紙10-(2)の補助対象事業分の小計額と一致すること。

3. D欄には、A欄、B欄、C欄のうち、最も低い額を記入すること。

4. G欄には、E欄とF欄を比較して、低い額に2分の1を乗じて得た額を記入すること。

事業計画書

1 施設の名称及び所在地

2 事業の種類

院内助産所・助産師外来設備整備事業

3 設備整備の内容

品 目	銘 柄	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
1 補助対象事業分				円	円	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
小 計	—	—	—	—	0	—
品 目	銘 柄	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
2 補助対象外事業分				円	円	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
小 計	—	—	—	—	0	—
総 計	—	—	—	—	0	—

(注) 1. 一品の価格が1万円以上のものを記入すること。

設置状況および補助希望調査

【平成25年度】

医療機関名			
所在地			
開設者			
担当者			
連絡先	所属	TEL	FAX
	メールアドレス：		

1 院内助産所・助産師外来の設置状況について (平成24年9月1日現在)

院内助産所					助産師外来				
設置の有無	分娩数		助産師数		設置の有無	外来者数		助産師数	
			専任	兼任				専任	兼任
	院内 助産所	診療所 全体				助産師 外来	診療所 全体		
○	29	62	1	3	○	159	413	1	3

注1 上段は記入例です。

2 この調査における「院内助産所」とは、緊急時の対応ができる診療所において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行う場合をさします。

3 この調査における「助産師外来」とは、診療所において、外来で、正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うものとします。

2 施設整備事業補助希望

事業名	整備事業	
必要性		
計画の有無		
工事費		
予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
計画状況	図面等 (有・無)	見積書 (有・無)

3 設備整備事業補助希望

事業名	整備事業	
必要性		
計画の有無		
工事費		
予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
計画状況	カタログ等 (有・無)	見積書 (有・無)

別添

平成25年度事業の説明

施 設 名	
補助事業名	
記載担当職・氏名	電話番号
メールアドレス	FAX番号
1 必要性・緊急性	
2 補助事業者と建物所有者の一致(施設整備事業の場合)	
3 土地の確保(施設整備事業の場合)	
4 資金の確保	
5 建築に関する条例等との関係	